

## 10. 越境サービス

平成23年10月資料(前回)	平成24年3月改訂
<p>(1)ルール(サービス貿易の一般的規制を定めるもの) WTO・GATS(サービス貿易一般協定)に盛り込まれている, 無差別原則(内国民待遇, 最恵国待遇), 数量規制・形態制限の禁止といった義務を設けることや, 関連措置の透明性の確保に関する規定が議論されている。また, GATSの内容を超える資格等の承認についても検討はされているが, 他国の資格・免許を相互に認め合うこと(相互承認)に関し, 医師等の個別の資格・免許については, 現時点では議論されていない模様。</p> <p>(2)市場アクセス (ア)ネガティブ・リスト方式(リストに掲載したものは適用対象としない方式。一般に, 自由化対象のみを記載するポジティブ・リスト方式に比べ, 自由化の水準が高い。)を採用する模様。各国が作成したリストについては, 3月に第1回目の交換が行われ, 現在, その確認作業が行われている。 (イ)市場アクセスについては, 現在各国間でネガティブ・リストの内容を確認する作業が行われていることから, 完全自由化(全ての障壁の撤廃)は目標になっていない模様。</p>	<p>1. ルール(サービス貿易の一般的規制を定めるもの) (1)WTO・GATS(サービス貿易一般協定)に盛り込まれている, 無差別原則(内国民待遇, 最恵国待遇), 数量規制・形態制限の禁止といった義務を設けることや, 関連措置の透明性の確保, 現地拠点設置要求禁止, いわゆる「ラチェット(つめ歯車)」条項【注】等に関する規定が議論されており, 核となる要素のほとんどについて合意した。 【注】「ラチェット」条項とは, 内国民待遇等の規律の適用対象外として留保した措置に関し, 自由化の程度を悪化させない場合に限って例外措置を修正できることを定めるもの。 (2)他国の資格・免許を相互に認め合うこと(相互承認)については, TPP協定発効後に専門職の相互承認を関心国間で議論するための枠組みについての議論はない。 (3)急送便(エクスプレス・デリバリー)サービスについては, 公正な競争条件の確保の観点から提案がなされているが, 急送便サービスについての規定を置くかも含め議論は収斂していない模様。</p> <p>2. 市場アクセス (1)ネガティブ・リスト方式(リストに掲載したものは適用対象としない方式。一般に, 自由化対象のみを記載するポジティブ・リスト方式に比べ, 自由化の水準が高い。)に基づいて交渉している。 (2)各国が作成したネガティブ・リストに記載された内容について互いに確認を進めている状況にある。 (3)市場アクセスについては, 現在各国間でネガティブ・リストの内容を確認する作業が行われていることから, 完全自由化(全ての障壁の撤廃)は目標になっていない。</p>